

第2回総会 令和2年7月31日

局長 起立、一同礼、着席

局長 7月20日に開催しました初会、研修等長時間ありがとうございました。第24期の農業委員、推進委員の皆様は辞令、委嘱状交付を実施し、新たな体制で初めての総会ということで準備を進めてまいりましたが、報道等でもご存じの通り、西都・児湯管内での新型コロナの感染、クラスターの発生を受けまして、西都・児湯は感染状況が厳しい圏域とされました。各地区館等の公共施設も休館を決定し、様々な自粛のお願いがなされているような状況であります。こうした状況を踏まえ、今回の総会につきまして、4月、5月に実施した総会同様、農業委員、議案に関連する推進委員の皆様による開催とさせていただきます。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

局長 それでは、総会に先立ちまして、7月の業務報告をいたします。

---

報告、業務報告

---

また、相続届出9件、使用貸借合意解約3件、賃貸借合意解約5件が提出されておりますので併せてご報告いたします。

総会の進行につきましては、会長にお願いいたします。

会長 ただ今から令和2年度第2回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。本日の出席状況を報告します。本日は、農業委員15名、推進委員5名、合計20名の出席であります。本日の議案件数であります、7件を提案しております。

議長 それでは、議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。

8番 ○○委員、29番 ○○委員をお願いいたします。

それでは議事に入ります。

議長 議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の承認について、議案書1～2ペー

ジの通り申請件数は7件であります。申請番号順に説明します。

先ず1番を説明します。譲受人：三宅の〇〇、譲渡人：中妻の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番3、登記・現況ともに畑、面積60㎡、申請事由：進入路用地、権利の内容：贈与による所有権移転、主な内容は：一般個人住宅進入路用地60㎡です。

次に2番を説明します。譲受人：福岡県福岡市の〇〇 代表社員 〇〇、譲渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番3、登記・現況ともに田、面積721㎡、申請事由：太陽光発電施設用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は：太陽光パネル172枚設置、721㎡です。

次に3番を説明します。譲受人：三宅の〇〇、譲渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番4、登記・現況ともに田、面積331㎡、申請事由：一般住宅用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は：一般個人住宅331㎡です。

次に4番を説明します。譲受人：札幌市の〇〇 代表取締役 〇〇、譲渡人：平郡の〇〇、申請地：大字平郡字〇〇番他1筆、登記・現況ともに畑、面積1,305㎡、申請事由：太陽光発電施設用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は：太陽光パネル360枚設置、1,305㎡です。

次に5番を説明します。譲受人：延岡市の〇〇、譲渡人：三宅の〇〇、申請地：大字平郡字〇〇番1他1筆、登記・畑、現況・畑及び宅地、面積1,400㎡、申請事由：太陽光発電施設用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は：太陽光パネル308枚設置、1,400㎡で、既設家屋、納屋等の無断転用で始末書が添付されています。

次に6番を説明します。譲受人：札幌市の 〇〇 代表取締役 〇〇、譲渡人：鹿野田の〇〇、申請地：大字藤田字〇〇番1、登記・現況ともに畑、面積1,051㎡、申請事由：太陽光発電施設用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は：太陽光パネル360枚設置、1,051㎡です。

次に7番を説明します。譲受人：札幌市の〇〇代表取締役〇〇、譲渡人：鹿野田の〇〇、鹿野田の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番他2筆、登記・現況ともに畑、面積1,384㎡、申請事由：太陽光発電施設用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は：太陽光パネル360枚設置、1,384㎡です。

議長 1番について特別調査員の報告をお願いします。

1番 今回は、17番〇〇委員と私（1番）が会長の命を受けまして、去る7月22日、午前9時00分より、杉尾係長と申請書の審査等を実施した後、事務局より、緒方局長、杉尾係長同行のもと、農地法5条7件、非農地証明3件の現地調査を行いました。順次報告しますので、皆様のご審議よろしく申し上げます。尚、非農地証明調査には、29番〇〇委員、22番〇〇委員、8番〇〇委員にも同行いただきました。

1番を説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で、〇〇郵便局から北へ150m行った所の農地です。詳細については、配布済みの地図を参照して下さい。申請人：〇〇さんが、〇〇さんから贈与により所有権移転を受けて、一般個人住宅用進入路を確保するために申請されたものです。周囲は、東側は市道、西側は宅地、南側は農地、北側は宅地となっています。雨水は、自然浸透により排水します。生活排水はありません。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念するところは見受けられません。転用する土地の周辺関係者等へ説明もなされており、同意も得ているとのことです。この申請地は、都市計画区域内の用途地域内にあたり、第3種農地となります。

調査員一同、許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議長 1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

（委員 なし）

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 2番について特別調査員の報告をお願いします。

17 番 2番について説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で、〇〇公民館から西へ80m行った所の農地です。詳細については、配布済みの地図を参照して下さい。

申請人：〇〇さんが、〇〇さんから売買により所有権移転を受け、太陽光発電設備を設置するために申請されたものです。周囲は、東側は宅地、西側はソーラー設備、南側は宅地、北側は農地となっています。雨水は、自然浸透により排水します。生活排水はありません。転用に伴う周辺への土砂の流出等については、特に懸念するところは見受けられません。転用する土地の周辺関係者等の説明もなされています。この申請地は、農地の繋がりが10ha未満の第2種農地となります。

調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 3番について特別調査員の報告をお願いします。

1 番 3 番について説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で、〇〇公民館から西へ 80m 行った所の農地です。先ほど 2 番申請地手前の農地です。詳細については、配布済みの地図を参照して下さい。申請人：〇〇さんが、〇〇さんから売買により所有権を受けて、個人一般住宅を建設するために申請されたものです。周囲は、東側は宅地、西側は雑種地、南側は農地、北側は市道となっています。雨水は、既設排水溝に接続します。生活排水については、下水道を利用します。転用に伴う、周辺への土砂流出等については、申請地周囲にブロック壁を設け流出等を防除します。転用する土地の周辺関係者等への同意を得ています。この申請地は、農地の繋がりが 10ha 未満の第 2 種農地となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました 3 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願ひます。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 4 番について特別調査員の報告をお願いします。

17 番 4 番を説明します。申請地は、三納地区の〇〇集落で〇〇神社から西へ 150m 行った所の農地です。詳細については、配布済みの地図を参照して下さい。申請人：〇〇さんが、〇〇さんから売買により所有権移転を受け、太陽光発電設備を設置するために申請されたものです。周囲は、東側は道路、西側は農地、南側は宅地、北側は山林と

なっています。雨水は、自然浸透により排水します。生活排水はありません。転用に伴う、土砂の流出については、境界にフェンスを設置するなど適切な方法で流出防止対策をとるとのことです。転用する土地の周辺関係者等への説明もなされています。

この申請地は、農地の繋がりが10ha未満の第2種農地となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました4番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

4 番 申請地は畑となっていますが、売買価格はいくらですか。

事務局 今回の申請地は1,305 m<sup>2</sup>で、売買価格は〇〇万円です。

議 長 他にありませんか。

15 番 ソーラー会社は、札幌市のようなのですが、建設後、草の管理等を行う関係者は近くにはいないのですか。

事務局 完成後のメンテナンス等は、新富町の株式会社〇〇に管理を委託すると聞いています。

議 長 他にありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 5番について特別調査員の報告をお願いします。

1 番 5番を説明します。申請地は、三納地区の〇〇集落で、〇〇集落センターから東へ

200m、南へ200m行った所の農地です。詳細については、配布済みの地図を参照して下さい。今回の申請は、申請人：〇〇さんが、〇〇さんから、売買により所有権移転を受け、太陽光発電設備を設置するために申請されたものです。この申請地は、譲渡人、〇〇さんが、平成20年に母から相続により取得したものです。譲渡人の祖父が昭和46年以前に、住宅を転用申請せずに建築していたもので、違反転用を是正し、新たに太陽光発電施設を設置するための転用申請です。この案件には、始末書が添付されていますので、皆さんご確認下さい。周囲は、東側は市道、西側は農地、南側は市道、北側は農地となっています。雨水は自然浸透により排水します。生活排水はありません。転用に伴う周辺への土砂流出等については、適切な方法で流出防止対策をとることです。転用する土地周辺関係者等へ同意を得ているとのこと。

この申請地は、農地の繋がりが10ha未満の第2種農地となります。調査員一同許可やむなしと判断しました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました5番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

5 番 事務局は、売買転用の場合は、売買価格の報告をお願いします。

事務局 今回申請地1,400 m<sup>2</sup>の売買価格は、〇〇万円です。

13 番 土砂流出等について、適切な方法を具体的に説明して下さい。

事務局 申請地の宅地は、コンクリート張りとなっていますが、それを剥がして、採石クラッシャーで整地し、隣地との境界にはフェンスを設置することで土砂流出を防止する対応策をとっています。

23 番 太陽光発電設備転用が多くなっていますが、売電価格状況を教えてください。

事務局 1kwhあたり〇〇円となっています。

議 長 他にありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 6番について特別調査員の報告をお願いします。

17 番 6番について説明します。申請地は、三財地区の〇〇集落で、〇〇公民館の道路を挟んで南側の農地です。詳細については、配布済みの地図を参照して下さい。

申請人：〇〇さんが、〇〇さんから、売買により所有権移転を受け、太陽光発電設備を設置するために申請されたものです。周囲は、東側は宅地、西側は山林、南側は農地、北側は道路となっています。雨水は、自然浸透により排水します。生活排水はありません。転用に伴う周辺への土砂流出等については、隣地境界にフェンスを設置するなど流出防止対策をとるとのことです。転用する土地周辺関係者へ説明もなされています。この申請地は、農地の繋がりが10ha未満の第2種農地となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 今回の申請地1,051㎡で、売買価格〇〇万円であります。

議 長 6番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)



議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 7番について特別調査員の報告をお願いします。

1 番 7番について説明します。申請地は、都於郡地区の〇〇集落で、〇〇公民館から東へ500m行った所の農地です。詳細については、配布済みの地図を参照して下さい。

申請人：〇〇さんが、〇〇さん、〇〇さんから売買により所有権の移転を受けて、太陽光発電設備を設置するために申請されたものです。

周囲は、東側は宅地、西側は農地、南側は山林、北側は山林となっています。雨水は、自然浸透により排水します。生活排水はありません。転用に伴う周辺への土砂流出等については、隣地との境界にフェンスを設置し、外部からの侵入防止及び土砂流出を防止する対策をとるとのことです。転用する土地周辺関係者への同意も得ているとのことです。この申請地は、農地の繋がりが10ha未満の第2種農地となります。

調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 今回の太陽光発電設備用地として、申請地農地1,384㎡の他に、山林271㎡があり、合計1,655㎡で、売買価格〇〇万円であります。

議 長 7番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

局長 議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書 3～4 ページの通り、申請件数は 6 件であります。

尚、本議案に申請される土地の現況は、譲受人の権利取得後の農業経営の意思並びに耕地面積 50 a の要件、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ないという確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。10a 当たりの単価等特別な事項等については、担当者が報告いたします。

まず、1 番について説明いたします。譲受人：三宅の〇〇、譲渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番他 1 筆、登記・現況とも田、面積 2,755 m<sup>2</sup>、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議長 1 番につきましては、〇〇委員が譲渡人となる事案でありますので、代理委員、確認事項の説明をお願いします。

1 番 1 番の説明をします。譲渡人の〇〇さんが、長女の夫にあたる〇〇さんに、農業継承のため贈与する 3 条申請であります。申請地は、〇〇公園第 2 駐車場から、〇〇総合公園に向かう坂道を下り終えた、〇〇川沿いにある農地です。譲受人〇〇さんは、この農地で、長年マンゴーを栽培し、贈与後もマンゴーを栽培していくそうです。その他に、ピーマンも作付けしており、高い収穫量を上げている農家であります。農機具もトラクター、防除機、管理機、軽トラ等一式揃っており、何ら問題はありません。

皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議長 先ほど申し上げましたとおり、第 1 号議案は、〇〇委員が譲渡人となる事案であり、農業委員会法第 31 条の規定により議事参与が制限されますので、当事案の採決にあた

り〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議 長 それでは、説明がありました1番について審議をお願いします。発言のある方は挙  
手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。〇〇委員は席にお戻り下さい。

議 長 次に2番の説明をお願いします。

局 長 2番について説明します。譲受人：三宅の〇〇、譲渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大  
字清水字〇〇番2、登記・現況とも田、面積1,580㎡、権利の内容：贈与による所有  
権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

2 番 2番について説明します。譲渡人の〇〇さんが、譲受人の〇〇さんに贈与する申請  
であります。申請地は、〇〇保育園東の〇〇線旧道から、東側100m行った農道に入  
り、〇〇、〇〇方面に700m程進み左折し、更に200m程先右手の農地です。譲受人  
は、以前よりこの地を借りて、飼料米を作付けし、今回譲受人の要望もあり、贈与に  
より取得するものであります。〇〇さんは、高齢ではありますが、飼料米の他、水稻、  
ピーマンを作付けし、トラクター、防除機、田植機、コンバイン等農機具一式揃え、  
何ら問題はないと判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

3 番 この贈与は血縁関係者への贈与か、経営困難な他人贈与か教えて下さい。

事務局 他人関係の贈与です。

議 長 他にありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に3番の説明をお願いします。

局 長 3番について説明します。譲受人：南方の〇〇、譲渡人：清水の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番、登記・現況とも田、面積1,957㎡、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

1 番 3番について説明します。申請地は、穂北地区の〇〇集落です。〇〇自治公民館の手前の農地となります。譲渡人〇〇さんから、申請地の売買の相談があり、小作人である譲受人〇〇さんに購入を勧めてみましたが、この農地は、山に近く猿、イノシシ、鹿等の被害が多く、北側は屋敷木が生い茂り、陰となり耕作には適さない農地のため購入はできないとのことでした。〇〇さんが、名義だけは変えてほしいとの要望を受けて、贈与による所有権移転となりました。〇〇さんは、水稲、カラーピーマン、WCSを作付けし、繁殖牛8頭を飼育するなど手広く事業を営んでいます。50a以上の作付け要件も満たし、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラック等農機具一式揃え、何ら問題はないと判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に4番の説明をお願いします。

局 長 4番について説明します。譲受人：三宅の〇〇、譲渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番、登記・現況とも畑、面積918㎡、権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

15 番 4番について説明します。申請地は、〇〇広場から〇〇集落に向かって100m程行った所の道路脇の農地となります。譲渡人、譲受人ともに同じ集落の方です。譲渡人の〇〇さんは、現在勤めておられますが、高齢化となり、耕作も困難なことから、譲受人〇〇さんを買っていただきたいとの相談を受け、今回売買による所有権移転となりました。〇〇さんは、たばこ、水稻、甘藷、WCS等約3町作付けしており、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラック等農機具一式揃えており、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました4番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に5番の説明をお願いします。

局 長 5番について説明します。譲受人：下三財の〇〇、譲渡人：下三財の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番、登記・現況とも畑、面積621㎡、権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

19 番 5番について説明します。申請地は、三財地区の〇〇集落の農地です。譲渡人〇〇さんの要望により、譲受人〇〇さんへ売買による所有権移転であります。

申請地には、甘藷等が作付けされており、農地として活用されていることを確認しています。〇〇さんは、水稻、甘藷等約60aを作付けしており、トラクター、管理機、軽トラック等農機具一式を揃え、問題はないと判断しました。売買価格は、〇〇円、10a当たり〇〇万円です。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました5番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に6番の説明をお願いします。

局 長 6番について説明します。譲受人：鹿野田の〇〇、譲渡人：鹿野田の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番1、登記・現況とも田、面積733㎡、権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

9 番 6番について説明します。申請地は鹿野田地区の〇〇集落で、譲渡人〇〇さんから譲受人〇〇さんへの売買であります。〇〇さんは、水稲、スイートコーン等約57aを作付けし、現地には、水稲が作付けされており、農地として活用されていることを確認しています。トラクター、田植機、軽トラック等農機具一式揃えており、周辺農地の作物への影響もなく、農地法3条の50a要件も満たし、許可相当と判断しました。売買金額は10a当たり〇〇万円です。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました6番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

23 番 地図を見ますと、三角形の農地ですが、隣接地も購入する予定なのですか。

事務局 隣接地は、譲受人〇〇さんが作付けをしており、使い勝手を良くするため、今回の売買で集積したものであります。

議 長 他にありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 議案第3号買受適格証明願の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第3号買受適格証明願の承認については、議案書5ページのとおり1件であります。裁判所等で農地の競売に参加する場合に、その参加者が、農地法の許可を受けることができる者であるかどうかを農業委員会総会で審議し、適格であることが認められれば、入札参加に必要とされる「買受適格証明書」を発行するものであります。

証明願の件数及び面積は、件数1件、畑6,978㎡です。番号1、土地の所在：大字下三財字〇〇番他5筆、地目：台帳・現況とも畑、面積：6,978㎡、申請人：西都市大字下三財〇〇番地1、氏名：〇〇、自作地2,899㎡、従事者3人、買受する理由：

はちものくさばな  
鉢物草花栽培全般（屋号〇〇園芸）の経営安定のためとなっております。

議長 ここで、地元委員の説明をお願いします。

3番 議案第3号について説明します。場所は、〇〇保育園と〇〇の間にある農地であります。三財の〇〇地区に住む〇〇さんが、競売に参加して農地を取得するために申請されました。申請人は、シンビジウム、花の苗、草花を栽培し、ハウス施設を1町ほど所有しております。農機具については、トラクターを導入予定であり、周辺農地の作物への影響もなく、農地取得後の農地面積も50a以上となり許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 説明がおわりました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

議長 ありませんか。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)



議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認決定いたします。

局 長 只今承認決定しました議案第 3 号について付帯議案を提案いたします。議案第 3 号で承認決定いたしました買受適格証明書の交付を受けた者が、<sup>さいこうかかいうけ</sup>最高価買受申出人、または<sup>じじゅんいかいうけ</sup>次順位買受申出人となり、当該案件について 3 条許可申請書を提出した場合において、当該証明書交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、あらためて総会で審議することなく、西都市農業委員会会長が許可書を交付することとなります。以上提案いたします。

議 長 このことを承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認決定いたします。

議 長 議案第 4 号空き家に附属した農地指定の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 4 号空き家に附属した農地指定の承認については、議案書 6 ページの通り 1 件の申請であります。

申請番号 1 番について説明いたします。申請者：児湯郡川南町〇〇番地、〇〇住宅〇〇号の〇〇、申請地：大字調殿字〇〇番 4 他 2 筆、登記・現況とも田、面積 1,408 m<sup>2</sup>です。

議 長 ここで担当委員の説明をお願いします。

23 番 空き家に付属した農地指定 1 番について説明します。申請地は調殿の〇〇から北西に 300m 程行ったところの農地です。川南町に住む〇〇さん所有の農地を空き家に付属する農地として指定するものです。空き家については、〇〇さん所有で空き家バンクに登録していることを確認しています。近隣住居人も荒れていく家屋や農地を心配

していたところです。現地は、住居人が耕作しないと難しい農地と判断し問題ないと判断しました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

22 番 空き家に付属した農地の最大面積はいくらですか。

事務局 20a 以下と基準を設けています。

事務局 黒板に農地の簡単な位置図を記載します。

議 長 他にありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認決定いたします。

議 長 議案第5号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による承認について、事務局の説明を求めます。

局 長 議案第5号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による承認につきましては、農用地利用集積計画の公告で、まず初めに、所有権移転分から説明させていただきます。議案書7ページの通り2件の申請であります。申請番号順に説明します。

1 番 譲受人：上三財の ○○ 代表取締役 ○○、譲渡人：上三財の○○、申請地：大字上三財字○○番他1筆、登記・現況ともに田、面積5,584㎡です。

2 番 譲受人：茶臼原の ○○ 代表取締役 ○○、譲渡人：茶臼原の○○、申請地：大字茶臼原字○○番他1筆、登記・現況ともに畑、面積5,659㎡です。

尚、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。所有権の移転を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。また、対象農地は関係権利者の同意が得られております。法定公告については8月5日を予定しております。

議長 それでは、1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 説明のありました2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案同第5号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による承認について、貸借権設定分を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案同第5号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による、農用地利用集積計画の公告(貸借権設定)については、議案書8~12ページの通り10件であります。

申請番号順に説明します。

1 番 譲受人：高鍋町の〇〇、譲渡人：茶臼原の〇〇、申請地：大字茶臼原字〇〇番 1、登記・現況ともに畑、面積 2,236 m<sup>2</sup>、8 月から 4 年 11 ヶ月の賃貸借権の新規設定です。

2 番 譲受人：鹿野田の〇〇、譲渡人：同一世帯の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番 1 他 1 筆、登記・田、現況・樹園地、2,875 m<sup>2</sup>、8 月から 10 年の使用貸借権の年金再設定です。

3 番 譲受人：川南町の〇〇、譲渡人：新富町の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番、登記・現況ともに畑、面積 8,915 m<sup>2</sup>、8 月から 5 年の賃貸借権の新規設定です。

4 番 譲受人：平郡の〇〇、譲渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番、登記・現況とも畑、面積 2,545 m<sup>2</sup>、8 月から 5 年の賃貸借権の新規設定です。

5 番 譲受人：新富町の〇〇、譲渡人：茶臼原の〇〇、申請地：大字茶臼原字〇〇番他 1 筆、登記・現況とも畑、面積 8,000 m<sup>2</sup>、8 月から 5 年の賃貸借権の新規設定です。

6 番 譲受人：新富町の〇〇、譲渡人：穂北の〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番 68、登記・現況ともに畑、面積 5,811 m<sup>2</sup>、8 月から 5 年の賃貸借権の新規設定です。

7 番 譲受人：新富町の〇〇、譲渡人：新富町の〇〇、申請地：大字茶臼原字〇〇番 2 他 1 筆、登記・現況ともに畑、面積 8,482 m<sup>2</sup>、8 月から 8 ヶ月の賃貸借権の新規設定です。

8 番 譲受人：南方の〇〇、譲渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番 1、登記・現況ともに田、面積 2,020 m<sup>2</sup>、8 月から 10 年の賃貸借権の新規設定です。

9 番 譲受人：新富町の〇〇、譲渡人：三宅の〇〇 相続人代表 〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番他 3 筆、登記・現況ともに田、面積 4,979 m<sup>2</sup>、8 月から 10 年の使用貸借権の新規設定です。

10 番 譲受人：平郡の〇〇、譲渡人：荒武の〇〇 相続人代表 〇〇、申請地：大

字荒武字〇〇番 1、登記・現況ともに畑、面積 2,000 m<sup>2</sup>、8 月から 5 年の賃貸借権の新規設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、8 月 5 日を予定しております。

議長 説明がありました 1 番～10 番のうち、1 番については、〇〇委員が譲渡人となる事案であり、農業委員会法第 31 条の規定により議事参与が制限されますので、当事案の採決にあたり〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

議長 それでは 1 番の審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

23 番 議案書の面積と貸借賃の金額等の関連性がわかりづらいのですが、説明をお願いします。

事務局 議案書 7-1～10 まで、借賃の金額は、10a 当たりの 1 年間の賃貸借の金額を記載しています。

11 番 金額のない空欄はどういう意味ですか。

事務局 利用権の欄に使用貸借権と記載されている部分は、金銭を伴わない貸借権ですので、空欄となっています。

議長 他にありませんか。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。〇〇委員は席にお戻り下さい。(〇〇委員着席)

議長 それでは1番を除き、2番～10番まで一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第6号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第6号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について説明いたします。

今回の非農地証明交付申請は、議案書13ページの通り3件であります。

非農地証明明細番号1、土地の所在：大字三納字〇〇番1他2筆、地目：台帳・畑、現況・山林(竹林)、面積1,712㎡、所有者：西都市大字平郡〇〇番地、氏名：〇〇、非農地判断は、事由5になります。

非農地証明明細番号2、土地の所在：大字鹿野田字〇〇番他2筆、地目：台帳・田、現況・原野、面積223㎡、所有者：宮崎市大字〇〇番地5、氏名：〇〇、非農地判断は、事由4になります。

非農地証明明細番号3、土地の所在：大字上三財字〇〇番他2筆、地目：台帳・畑、現況・山林、面積1870㎡、所有者：西都市大字上三財〇〇番地、氏名：〇〇、非農地判断は、事由4になります。

議長 番号1について地元委員の説明を求めます。

29番 非農地証明1番について説明します。申請地は三納地区の〇〇及び〇〇集落にある農地です。詳細については、配布済みの地図を参照して下さい。今回の申請は、申請人：〇〇さんが所有する農地ですが、〇〇番1、〇〇番1が〇〇集落、〇〇番が〇〇集落にある農地となります。申請地は、20年以上耕作がされておらず、山林化しており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であります。また、農用地区域内でもなく、公共投資の対象にもなっておらず、優良農地でもないことから事由5に該当すると判断しました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議長 番号2について地元委員の説明を求めます。

8番 非農地証明2番を説明します。申請地は、都於郡地区の〇〇集落にある農地です。〇〇公民館から300m程行き、左折して見える山の中腹にある農地です。詳細については、配布済みの地図を参照して下さい。今回の申請は、申請人：〇〇さんが所有している農地であります。10年以上耕作がされておらず、将来的にも農地として使用することが困難な土地であります。また、農用地区域内でもなく、公共投資の対象にもなっておらず、優良の農地でもないことから事由4に該当すると判断しました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 番号 3 について地元委員の説明を求めます。

22 番 非農地証明 3 番について説明します。申請地は、三財地区の〇〇集落の農地です。

詳細については、配布済みの地図を参照して下さい。今回の申請は、〇〇さんが所有する農地ではありますが、私たちでもここに畑があったのか忘れてしまうほど山林化し、10年以上耕作がされておらず、将来的にも農地として使用することが困難な土地であります。また、農用地区域内でもなく、公共投資の対象にもなっておらず、優良農地でもないことから事由 4 に該当すると判断しました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 議案第 7 号農業委員会事務局職員の異動に伴う任免の取り扱いについて提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 7 号農業委員会事務局職員の異動に伴う任免の取り扱いについて



提案理由を説明します。議案書は 15 ページです。農業委員会の事務局職員異動に伴う任免については、農業委員会等に関する法律第 26 条第 3 項の規定により、農業委員会が行うこととなっていますが、日程等については、市長部局により実施されます。農業委員会職員に関する異動が生じた場合は、臨時総会を開催して、職員の任免を決議し、かつ、辞令交付を行うべきなのですが、日程等困難であることが想定されます。従いまして、農業委員会事務局職員を異動する必要がある場合は、その任免については会長に一任することを了承していただくことを提案するものです。

会長一任する内容についてであります。農業委員会事務局職員の任免については、令和 2 年 7 月 31 日から令和 5 年 7 月 19 日までの 3 カ年に限り、会長にその任免を一任し、事後の総会において任免内容を報告するとしています。以上、提案いたします。

ご審議よろしく申し上げます。

議長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 暫時休憩

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。ただ今から協議会とします。

議長 暫時休憩

---

協 議 会

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局長 起立、一同礼、解散

午後 5 時 10 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長 \_\_\_\_\_

8 番 \_\_\_\_\_

29 番 \_\_\_\_\_